

重要事項説明書

(認知症対応型通所介護)

事業者 デイサービスセンター「ふるさと」

利用者 _____

デイサービスセンター「ふるさと」
〒702-8026
岡山市南区浦安本町182-1
TEL 086 (261) 2994
FAX 086 (261) 2981

認知症対応型通所介護重要事項説明書

(以下「通所介護」とは、認知症対応型通所介護のことをいう。)

1. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 086-261-2994 (午前10時～午後5時まで)

担当 齋藤 幸紀子

* ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2. デイサービスセンター「ふるさと」の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	デイサービスセンターふるさと
種類	認知症対応型通所介護
所在地	岡山県岡山市南区浦安本町182-1
介護保険指定番号	3370101937
サービスを提供する 対象区域 *	芳泉、福南、福浜、光南台、藤田、芳田中学 校区にお住まいの方

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください

(2) 同センターの職員配置状況 (令和8年6月1日)

職 種	人 数
管理者	(1)名
生活相談員	(2) 名
看護職員	(1) 名
介護職員	5 (3) 名
機能訓練指導員	1名
事務職員	(1) 名

()内は兼務職員

(3) 同センターの主な職種の職員勤務体制

職 種	勤務体制
生活相談員	営業時間帯 (9:15～16:30) は、原則として常勤換算職員1名勤務
介護職員及 び看護職員	営業時間帯 (9:15～16:30) は、原則として常勤換算職員2名勤務
機能訓練 指導員	(看護師) 営業日 勤務

(4) 同センターの設備の概要

定員	12名	静養室	1室 1床
食堂兼機能訓練室	53.28㎡	相談室	1室
浴室	一般浴室	送迎車	3台
	入浴用リフトあり		

(5) 営業時間

月～金、第1・2・4土曜日	午前9時15分～午後4時30分
上記以外	定休日

*緊急連絡先 086-261-2994

* 1月1日～1月3日までは休業

(6) サービス提供時間

月～金 土(第1・2・4)	午前9時15分～午後4時30分(原則) ※ やむを得ない場合は、時間延長相談応

3. サービス内容

①送迎 送迎車により、自宅まで送迎いたします。希望によりお部屋までお連れします。

②食事 利用者に合わせて刻み、治療食等に対応していくとともに、季節折々の料理を提供いたします。

③入浴 利用者の能力に応じ、必要な援助を行います。

④機能訓練

主として生活の中での訓練を中心に置き、残存機能の保持・増進に努めていきます。

⑤生活相談

利用者の在宅生活での状況、介護者・家族の状況・心身の健康状況、趣味特技等を把握し、その情報収集に努めるとともに、利用者のさまざまなニーズの把握に努め、適切な援助・助言を行います。

⑥アクティビティ・サービス

生活の張りや楽しみのためにも、屋外活動・園芸・菜園等を積極的に取り入れます。

⑦時間延長

介護者の生活状況に応じ、原則として午前9時から午後7時までサービス提供時間を超えての延長を行います。ただし早朝時の迎え及び最長時の送りは、原則として家族に行っていただきます。

4. サービス利用料金(1回あたり)

以下の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(下記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度、利用時間に応じて異なります。)

なお、平成24年4月より、当事業所では地域区分の報酬単価は、10.17を乗じた金額が上乘せされます。

また、サービス体制強化加算として、勤務10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上配置されている 22単位/回が上乘せされます

(1) 共通的基本サービス

i) サービス提供時間：9：15～15：30

1. ご契約者の 要介護度と 単位数	要介護1 788単位	要介護2 874単位	要介護3 958単位	要介護4 1040単位	要介護5 1125単位
2. サービス 利用金額 (×10.17)	8,013円	8,888円	9,742円	10,576円	11,441円
3. サービス利 用に係る 自己負担額 (1割)	802円	889円	975円	1,058円	1,145円

ii) サービス提供時間：9：15～16：30

1. ご契約者の 要介護度 と単位数	要介護1 892単位	要介護2 987単位	要介護3 1084単位	要介護4 1181単位	要介護5 1276単位
2. サービス 利用金額 (×10.17)	9,071円	10,037円	11,024円	12,010円	12,976円
3. サービス利 用に係る 自己負担 額(1割)	908円	1,004円	1,103円	1,201円	1,298円

(2) 加算対象サービス

以下のサービスを利用されるには、それぞれ料金が上記に加算されます。

1. 加算対象サービスと単位数	① 個別機能訓練 27単位	② 入浴介助 40単位	③ 総利用単位数 の6.8%	
2. サービス利用金額 (×10.18)	274円	407円	円	円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1割)	27円	40円	円	円

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス

前項に定めるもののほか、次の費用の支払いを受けます。

- ① 食事の提供に必要な材料費や調理等にかかる費用
- ② 食費は、1日あたり300円の実費負担となります。
- ③ 第8条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護に要した交通費は、その実費を負担していただきます。なお、自動車を使用した場合には、路程1キロメートル当たり 30円の実費負担となります。
- ④ 通常のサービス提供時間帯を超えて通所介護を提供する場合の延長料金は、30分につき 250円の実費負担となります。
- ⑤ その他 上記の他、下記については実費負担となります。
紙パンツ・・・1枚 100円
パット・・・・・・1枚 20円
洗濯代・・・ 1回 50円
行事食等・・・食材料費分（300円～1000円程度）
材料代・・・クラフト作業等で特別に費用を要する場合

*経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する場合があります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

(4) キャンセル料

キャンセル料は特に頂きませんが、キャンセルされるとき当日午前8時半までにご連絡下さい。

(5) 支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので20日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

お支払い方法は、銀行振込・現金集金・口座自動引き落としの3通りの中からご契約の際に選べます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。ふるさと職員がお伺いいたします。

通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始いたします。

＊居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

②当センターの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保健施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

＊この場合、条件を変更して再度契約することができます。

- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

④その他

- ・ 当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者、ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当センターが解散した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することが出来ます。
- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院もしくは病気により3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者やご家族などが当センターや当センターのサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

6. 当センターのデイサービスの特徴等

(1) 運営の方針

在宅で生活している認知症高齢者に対し、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、援助していきます。

また、介護者の精神的、身体的負担の軽減を図るとともに、家族・介護者の「認知症」に対する理解と正しい対応方法を学んでいく援助を行うことにより、介護のゆとりを生み出し、そのことを通し利用者の心のゆとりを生み出していきます。

「ゆっくり」「いっしょに」「楽しく」というケア方針を基に、社会的孤独感の解消及び心身機能の維持を目的とする日常生活上の世話、機能訓練等の介護その他必要な援助を行っていきます。

(2) 秘密保持

- ・当センターは、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- ・当センターは、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報を用いません。

(3) サービス利用にあたっての留意事項

・送迎時間の連絡

送迎時間の変更がございましたら、迎え：午前8時半まで、送り：午後3時までにご連絡下さい。

・体調確認 当日の様子等変化があれば、必ず職員にお知らせください。

・体調不良等によるサービスの中止・変更

サービス利用が困難と判断した場合は中止をします。また、利用日を変更する場合は、ケアマネージャーに連絡を入れ、確認を取ります。

・食事のキャンセル

当日のキャンセルでも受け付けますが、分かった時点で早めにお知らせください。

・時間変更 対応が出来ない場合もありますので、なるべく早めにお知らせください。

・設備、器具の利用 基本的には自由ですが、危険な場合などは職員がついて行います。

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等あった場合は、状況により、主治医・救急・ご家族等への連絡を行いますのでご協力下さい。

8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

担当 齋藤 幸紀子

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して虐待を防止するための定期的な研修を実地しています。
- (5) サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

9. 身体拘束について

事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げる事に留意して、必要最低限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性…身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、ただちに身体拘束を解きます。

10. 成年後見性度の活用について

当事業所は、契約者と適切な契約手続きを行う為必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行っていきます。

11. 非常災害対策

- ・防災時の対応 マニュアルを作成し、職員がすぐ対応できるようにしています。
- ・防災設備 火災警報機・消火器・消火栓等を完備しております。
- ・防災訓練 併施設との合同で行います。
- ・防火責任者 1名配置しています。
- ・事故発生時の対応
 - 1. 迅速な事故処理をします。
 - 2. 利用者の家族、市町村に連絡を取ります。
 - 3. 損害賠償の責めを負う必要があるときは速やかに応じます。
 - 4. 再発防止策を講じます。

1 2. サービス内容に関する苦情

(1) 当センターご利用者相談・苦情担当者

担当 齋藤 幸紀子 電話 (086) 261-2994

(2) その他

当センター以外に、区市町村の相談・苦情窓口、国保連等に苦情を伝えることができます。

- ・岡山市役所 介護保険課

岡山市北区鹿田町1丁目1番1号（岡山市保健福祉会館内）

TEL (086) 803-1240

- ・岡山県国民健康保険団体連合会

岡山県岡山市北区桑田町17番5号

TEL (086) 223-8811

- ・岡山市 事業者指導課 通所事業者係

岡山市北区大供三丁目1-18 KSB会館4階

TEL(086)212-1013

1 3. 当施設の概要

名称・法人種別名 社会福祉法人 福文舎

代表者役職・氏名 理事長 石田 慎一

所在地・電話番号 岡山県岡山市南区浦安本町182-1
(086) 261-2996

定款の目的に定めた事業

1、第1種社会福祉事業

軽費老人ホームケアハウスあじさい

2、第2種社会福祉事業

通所介護支援事業所デイサービスセンターふるさと

訪問介護支援事業所ホームヘルパーステーションあじさい

3、公益事業

福文舎居宅介護支援事業所

ショートステイ（あじさいの家）

施設・拠点等	通所介護	1ヶ所
	ケアハウス	1ヶ所
	訪問介護	1ヶ所
	居宅介護支援事業所	1ヶ所

—契約をする場合は以下の確認をすること—

令和 年 月 日

通所介護の提供にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所

所在地 〒702-8026

岡山市南区浦安本町182-1

名称 デイサービスセンター「ふるさと」

説明者

所属 デイサービスセンター「ふるさと」

氏名 齋藤 幸紀子

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受け、その内容に同意します。

利用者

住所

氏名

(代理人)

住所

氏名